

## 高年齢者雇用状況等報告 Q & A（令和 3 年 6 月 1 日時点）

### 目次

#### 【⑩継続雇用制度】

##### Q 1-1 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則に規定しています。「→a 継続雇用先」には、65 歳未満、65 歳以上の 2 つの選択肢がありますが、65 歳未満をチェックすればよいのでしょうか。

##### Q 1-2 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則に規定しています。「→b 対象」には、どのようにチェックすればよいのでしょうか。

##### Q 1-3 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則に規定していますが、65 歳を超えて継続雇用する制度を導入していない場合はどのように記載すればよいのでしょうか。

##### Q 1-4 :

「→b 対象」の基準の根拠の項目に、65 歳未満は「労使協定」、65 歳以上は「労使合意」となっていますが、何か違いがあるのでしょうか。

##### Q 1-5 :

平成 24 年改正法に基づく対象者を限定する基準に基づき、63 歳まで希望者全員を継続雇用したあと、65 歳までは基準に該当する者だけを継続雇用の対象としています。どのように記載すればよろしいのでしょうか。

##### Q 1-6 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用した後、基準に該当する労働者のみを 70 歳まで継続雇用することを就業規則に規定していますが、どのように記載すればよいのでしょうか。

##### Q 1-7 :

定年年齢 65 歳であり、定年年齢到達者のうち基準に該当する労働者のみを 70 歳まで継続雇用することを就業規則に規定していますが、どのように記載すればよいのでしょうか。

## 【⑩継続雇用制度】

Q 1-1 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則に規定しています。「→a 継続雇用先」には、65 歳未満、65 歳以上の 2 つの選択肢がありますが、65 歳未満をチェックすればよいでしょうか。

A 1-1 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する場合は 65 歳が含まれるため、「→a 継続雇用先」には、「65 歳未満」における継続雇用先に加え「65 歳以上」での継続雇用先の両方をチェックしてください。

Q 1-2 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則に規定しています。「→b 対象」には、どのようにチェックすればよいでしょうか。

A 1-2 :

「→b 対象」には、「□（イ）希望者全員を対象（\_\_\_歳まで雇用」の□にチェックし、括弧書き内に 65 と記入してください。

Q 1-3 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を就業規則に規定していますが、65 歳を超えて継続雇用する制度を導入していない場合はどのように記載すればよいでしょうか。

A 1-3 :

上記の A 1-1 及び A 1-2 のとおり記載してください。その後⑪「継続雇用制度の導入・改定予定」欄へお進みください。

Q 1-4 :

「→b 対象」の基準の根拠の項目に、65 歳未満は「労使協定」、65 歳以上は「労使合意」となっていますが、何か違いがあるのでしょうか。

A 1-4 :

65 歳未満の継続雇用における経過措置に基づく対象者基準については、過半数労働組合等との書面による協定（＝労使協定）によって定めることが法律により義務づけられているため、「労使協定」という語を使用しています。

また、65 歳以上の継続雇用における対象者基準については、就業確保措置が努力義務であることから、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針において対象者基準の設定については過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいとしているのみであり、書面によって定めることを法令上は求めていな

いため、「労使合意」という語を使用しています。

記載例としては、以下のとおりです。

①平成 24 年法改正に基づき対象者を限定する基準を設けている場合

65 歳を含めた基準の根拠を報告いただくため、「・基準（65 歳未満）の根拠」及び「・基準（65 歳以上）の根拠」の両方にチェックをお願いします。この場合、「労使合意」との表現となっていますが、「労使協定」も含めた用語としてご理解いただきチェックをお願いします。

②経過措置に基づき 65 歳までは労使協定を締結して就業規則に反映し、65 歳以上は労使合意を得ずに就業規則に継続雇用制度を規定している場合

65 歳と 66 歳以上で基準の根拠が異なる場合は、66 歳以上の基準の根拠についてチェックしてください。（a 継続雇用先も同様の考え方となります。）

具体的には、「・基準（65 歳未満）の根拠」には（a）にチェックし、「・基準（65 歳以上）の根拠」は（b）にチェックします。

Q 1-5 :

平成 24 年改正法に基づく対象者を限定する基準に基づき、63 歳まで希望者全員を継続雇用したあと、65 歳までは基準に該当する者だけを継続雇用の対象としています。どのように記載すればよろしいでしょうか。

A 1-5 :

「→b 対象」には、「□（イ）希望者全員を対象（\_\_\_歳まで雇用）」の□にチェックし、括弧書き内に 63 と記入し、その後、「更に基準に該当する者を\_\_\_歳まで雇用」に 65 と記入します。

その下の「・基準（65 歳未満）の根拠」及び「・基準（65 歳以上）の根拠」の両方へ、該当する項目をチェックしてください（記入要領 11 ページの記入例 2 をご参照ください。）。

Q 1-6 :

希望者全員を 65 歳まで継続雇用した後、基準に該当する労働者のみを 70 歳まで継続雇用することを就業規則に規定していますが、どのように記載すればよいでしょうか。

A 1-6 :

「→a 継続雇用先」の「・65 歳未満」に当てはまる 65 歳未満までの継続雇用先すべてにチェックし、「・65 歳以上」には、当てはまる 65 歳以上の継続雇用先すべてにチェックしてください。なお、65 歳以上であっても、65 歳と 66 歳以上で継続雇用先が異なる場合は、66 歳以上の継続雇用先についてチェックしてください。

次に、「→b 対象」には、「□（イ）希望者全員を対象（\_\_\_歳まで雇用」の□にチェックし、括弧書き内に 65 と記入し、その後、「更に基準に該当する者を\_\_\_歳まで雇用」に 70 と記入してください。

その後、「・基準（65 歳以上）の根拠」の（a）又は（b）いずれか該当する項目をチェックしてください。

Q 1-7 :

定年年齢 65 歳であり、定年年齢到達者のうち基準に該当する労働者のみを 70 歳まで継続雇用することを就業規則に規定していますが、どのように記載すればよいでしょうか。

A 1-7 :

「→ a 継続雇用先」の「・65 歳未満」の項目は記載不要で、「・65 歳以上」の当てはまる継続雇用先すべてにチェックしてください。

次に、「→b 対象」には、「□（ロ）基準に該当する者を対象（\_\_\_歳まで雇用」の□にチェックし、括弧書き内に 70 と記入してください。

その後、「・基準（65 歳以上）の根拠」の（a）又は（b）いずれか該当する項目をチェックしてください。